

ヒリゾ浜渡し組合

運送約款

海上運送法第9条第3項の規定に基づくヒリゾ浜渡し組合運送約款

2025年6月25日

海上運送法第9条第3項の規定に基づくヒリゾ浜渡し組合運送約款

平成23年7月9日

運輸省告示第252号改正 平成7年3月23日 運輸省告示第207号改正 平成11年3月15日

運輸省告示第148号

改正 平成11年7月21日 運輸省告示第441号

改正 平成12年9月27日 運輸省告示第322号

改正 平成12年12月20日 運輸省告示第394号

改正 平成14年7月1日 国土交通省告示第591号

改正 平成14年9月24日 国土交通省告示第830号

改正 平成20年5月12日 国土交通省告示第570号

旅客運送の部第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この運送約款は、ヒリゾ浜渡し組合が経営する航路で行う旅客及び手回り品の運送に適用されます。

2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。

3 当社がこの運送約款の趣旨及び法令の規定しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。

(定義)

第2条 この運送約款で「旅客」とは乗客をいいます。

2 この運送約款で「大人」とは、12歳以上の者（小学生（小学校（学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条の中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部及び同法第83条の各種学校の中学校に類するものをいう。以下同じ。）に修学する児童をいう。以下同じ。）を除く。）をいいます。

3 この運送約款で「小人」とは、12歳未満の者及び4歳以上の小学生をいいます。

4 この運送約款で、「手回り品」とは、旅客が自ら携帯または同伴して船室に持ち込む物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。（1）3辺の長さの和が4メートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下の物品

（2）車いす（旅客が使用するものに限る。）

（3）身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。）及び同法附則第3条の規定により「介助犬」又は「聴導犬」と表示しているもの

5 この運送約款で「営業所」とは、受付のテントをいいます。

第2章 運送の引受け

(運送の引受け)

第3条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、旅客及び手回り品の運送契約の申込みに応じます。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。（1）当社が第5条の規定による措置をとった場合

(2) 旅客が次のいずれかに該当する者である場合 ア 当社が第5条の規定による措置をとった場合
イ 旅客が次のいずれかに該当する者である場合
ウ 重傷病者又は小学校に修学していない小児で、付添人のない者
エ 年齢、健康上その他の理由によって生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者

- (3) 旅客がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合
- (4) 運送約款の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合
- (5) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合

(手回り品の持込み等)

第4条 旅客は、手回り品(第2条第4項第2号及び第3号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)を2個に限り、船室に持ち込むことができます。ただし、手回り品の大きさ、乗船する船舶の輸送力等を勘案し、当社が支障がないと認めたときは、2個を超えて持ち込むことができます。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、手回り品が次の各号のいずれかに該当する物であるときは、その持込みを拒絶することがあります。(1) 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

- (2) 鉄砲、刀剣、爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 遺体
- (4) 生動物(第2条第4項第3号に掲げるものを除く。)
- (5) その他運送に不相当と認められるもの

3 当社は、手回り品が前項各号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、旅客又は第三者の立会いのもとに、該当手回り品の内容を点検することがあります。

(運航の中止等)

第5条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがあります。(1) 気象又は海象が船舶の航行に危険を及ぼすおそれがある場合

- (2) 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他やむを得ない事由が発生した場合
- (3) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合
- (4) 乗船者の疾病が発生した場合
- (5) 使用船舶の奪取、破壊等の不法行為が発生した場合
- (6) 官公署の命令又は要求があった場合

第3章 運賃及び料金

(運賃及び料金の額等)

第6条 旅客、及び手回り品の運送の運賃及び料金(以下「運賃及び料金」という。)の額並びにその適用方法については、第3項から第5項までに定めるところによるほか、別に地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)に届け出たところによります。

2 運賃及び料金には、旅客の食事代金は含まれていません。

3 (1) 次の各号のいずれかに該当する小児の運賃及び料金は、無料とします。ただし、船の貸切など1人で使用する場合の運賃及び料金については、この限りではありません。

(2) 旅客が次のいずれかに該当する者である場合 (1) 3歳未満の小児

(2) 大人に同伴されて乗船する1歳以上の小学校に修学していない小児(団体として乗船する者及び大人1人につき1人を超えて同伴されて乗船する者を除く。)

4 重量の和が20キログラム以下の手回り品の料金は、無料とします。

5 第2条第4項第2号及び第3号に掲げる手回り品の料金は、無料とします。

(通行税)

第7条 削除

(運賃及び料金の收受)

第8条 当社は、営業所において所定の運賃及び料金を收受し、これと引き換えに乗船券を発行します。

2 当社は、旅客が船長又は当社の係員の承諾を得て運賃及び料金を支払わずに乗船した場合は、船内において乗船区間、等級及び船室に対応する運賃及び料金を申し受け、これと引き換えに、補充乗船券を発行します。

3 自動車航送を行う場合であって、当該自動車の運転者が2等船室以外の船室に乗船しようとするときは、当社は、当該船室に対応する運賃及び料金の額と2等運賃の額との差額を申し受け、これと引き換えに補充乗船券を発行します。

(乗船券の効力)

第9条 乗船券は、券面記載の乗船区間、通用期間、指定便(乗船年月日及び便名又は発航時刻が指定されている船便をいう。以下同じ。)、等級及び船室に限り、使用することができます。

2 定期乗船券は、記名本人に限り使用することができます。

3 旅客がその都度により乗船券の券面記載の乗船区間内で途中下船した場合には、当該乗船券の前途は、無効とします。ただし、乗り換えその他この運送約款において特に定める場合は、この限りではありません。

(運賃及び料金の変更の場合の取扱い)

第10条 運賃及び料金に変更された場合において、その変更前に当社が発効した乗船券は、その通用期間内に限り、有効とします。

(乗船券の通用期間)

第11条 当社は、乗船券(指定便に係るものを除く。)の通用期間について、次の各号に定める区分に応じ、

往復券 発売当日限り

(乗船券の紛失)

第15条 旅客が乗船券を紛失したときは、当社は、改めて運賃及び料金を申し受け、これと引き換えに乗船券を発行します。この場合には、当社は、その旨の証明書を発行します。ただし、乗船券を所持して乗船した事実が明白である場合には、この規定を適用しないことがあります。

第16条 旅客が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当社は、運賃及び料金 のほかにこれらの2倍に相当する額の増運賃及び増料金をあわせて申し受けることがあります。この場合において、乗船港が不明のときは当該船便の始発港をもって乗船港とみなし、乗船した等級が不明のときは当該船舶の最上等級をもって乗船した等級とみなします。(1) 船長又は当社の係員の承諾を得ないで、乗船券を持たずに乗船すること。

(2) 無効の乗船券で乗船すること。

(3) 記載事項が変更された乗船券で乗船すること。

(4) 当該乗船券を使用することができる者以外の者がこれを使用して乗船すること。

(5) 当社の係員が乗船券の呈示を求め、又は運賃及び料金の支払いを請求してもこれに応じないこと。

(6) 不正の申告によって、運賃及び料金の割引を受け、又は運賃及び料金を支払わずに乗船すること

(7) 乗船券を回収する際にその引渡しを拒否すること。

(払い戻し及び払い戻し手数料)

第17条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該乗船券の発売営業所その他当社が指定する営業所において、それぞれ当該各号に定める額の運賃及び料金を払い戻します。

(1) 旅客が定期乗船券について、私用前に払戻しの請求をした場合

第4章 旅客の義務

(旅客の禁止行為等)

第18条 旅客は次に掲げる行為をしてはいけません。(1) みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。

(2) みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。

(3) 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。

(4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること

(5) みだりにその他の貨物の積付けのための装置又は器具を操作し、又は移動すること。

(6) 乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること

(7) みだりに乗船者又は自動車の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。

(8) 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。

(9) 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。

(10) 他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。

(11) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、下船を命じることがあります。

(手回り品の保管)

第19条 旅客は、船室に持ち込んだ手回り品を自己の責任において保管しなければなりません。

第5章 賠償責任

(当社の賠償責任)

第20条 当社は、旅客が、船長又は当社の係員の指示に従い、乗船港の乗降施設（改札口がある場合にあっては、改札口。以下同じ。）に達した時から下船港の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しません。（1）当社が、船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかったこと並びに当社及びその使用人が当該損害を防止するために必要な措置をとったこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができなかったことを証明した場合

（2）当社が、旅客又は第三者の故意若しくは過失により、又は旅客がこの運送約款を守らなかったことにより当該損害が生じたことを証明した場合

3 当社は、手回り品その他の旅客の保管する物品の滅失、き損等により生じた損害については、当社又はその使用人に過失があったことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負います。

4 当社が第5条の規定による措置をとったことにより生じた損害については、第1項又は前項の規定により当社が責任を負う場合を除き、当社は、これを賠償する責任を負いません。

(旅客に対する賠償請求)

第21条 旅客が、その故意若しくは過失により、又はこの運送約款を守らなかったことにより当社に損害を与えた場合は、当社は、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

第6章 連絡運輸等

(連絡運輸)

第22条 当社と連絡運輸に関する取決めのある運送事業者が発行する連絡乗船乗車権は、当社の運送区間については、当社の乗船券とみなします。

2 当社が連絡運輸に係る運送を引き受ける場合は、当社は、全運送区間の運送に対する運賃及び料金その他の費用を収受し、これと引き換えに全運送区間の運送に対する連絡乗船券を発行します。

3 連絡運輸に係る旅客及び手回り品の運送については、当社の運送区間に関しては、この運輸約款が適用されます。

(共通乗船券)

第23条 当社と共通乗船券による旅客の運送の取扱いに関する取決めのある船舶運航事業者が発行する共通乗船券は、当社の乗船券とみなします。

2 前項の共通乗船券により行われる旅客及び手回り品の運送については、当社の運送区間に関しては、この運送約款が適用されます。